

第11章 被害救済等

第1節 公害健康被害補償制度

1 制度の概要と府下の状況

大気汚染の影響による健康被害者の迅速かつ公正な保護を図ることを目的に制定された公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）により、これまで汚染原因者の負担によりその被害者に対し、医療給付・障害補償等が行われるとともに、被害者の福祉に必要な事業が実施されてきたところである。

府域では、従来から大阪市全域とその周辺地域（豊中市南部地域、堺市西部地域、吹田市南部地域、守口市全域、東大阪市中西部地域及び八尾市中西部地域）が指定地域となっていたが、昭和62年9月の法律改正により、指定地域がすべて解除され、昭和63年3月以降は、新たな患者の認定は行われず、既に認定を受けた患者の補償、認定の更新等が行われることになった。

なお、旧指定地域における本制度の対象者は、各市長により認定されており、その認定状況は表2-11-1のとおりである。

また、今後は大気汚染の影響による健康被害を予防するため、新たに健康被害予防事業を実施することになった。

表2-11-1 公害健康被害者認定状況

(1) 指定地域別認定状況

（昭和63年8月末現在）

地 域	認定患者数	左のうち取消数			現存認定患者数
		治 ゆ 等	死 亡	転 出	
大 阪 市 全 域	37,592人	11,324人	6,170人	459人	19,689人
豊 中 市 南 部	1,152	356	156	39	601
堺 市 西 部	6,143	781	1,048	72	4,242
吹 田 市 南 部	700	79	105	22	494
守 口 市 全 域	5,189	1,521	423	138	3,107
東 大 阪 市 中 西 部	4,864	450	566	98	3,750
八 尾 市 中 西 部	2,505	310	329	70	1,796
計	58,145	14,821	8,797	898	33,629

(2) 各年度末現存認定患者数の推移

年 度	昭 5 8	5 9	6 0	6 1	6 2
各年度末現存認定患者数(人)	30,684	31,184	31,590	32,276	33,629

2 公害病認定患者死亡見舞金の支給

府では、昭和48年4月に大阪府公害病認定患者死亡見舞金支給要綱を制定し、公害健康被害補償制度による認定患者の死亡に際して、その遺族に対し弔慰の意を表するため見舞金(5万円)を支給することとしており、昭和62年度は450名の死亡者の遺族に対し、総額2,250万円を支給した。

3 公害医療研修事業に対する助成

公害医療に対する認識と理解を深め、公害健康被害補償制度の適正な運営に寄与することを目的として、公害医療に関する研修事業を実施している社団法人大阪府医師会に対し、150万円の助成を行った。

第2節 公害等の苦情及び紛争の処理

第1 公害等の苦情の発生及び処理状況

府及び市町村が昭和62年度に取り扱った公害に関する苦情件数は7,001件であり、このうち新規に直接受理した件数は5,338件となっている(表2-11-2)。

表2-11-2 公害に関する苦情の取扱件数

区分 年度	合計	苦情の受理件数					前年度からの繰越件数
		新規直接受理	他機関からの移送				
			計	市町村・他府県	警察	国の機関	
昭62	7,001	5,338	19	11	7	1	1,644
61	6,952	5,213	10	5	5	0	1,729

1 苦情の発生状況

(1) 公害の種類別苦情件数

昭和62年度に新規に直接受理した苦情を公害の種類別にみると、典型7公害に関する苦情が4,757件で全体の89.1%を占めており、このうち騒音に関するものが2,235件で最も多く、全体の41.8%を占め、次いで大気汚染1,108件(20.7%)、悪臭751件(14.1%)、水質汚濁356件(6.7%)、振動302件(5.6%)となっている(図2-11-1、表2-11-3)。

図2-11-1 公害の種類別苦情件数の推移

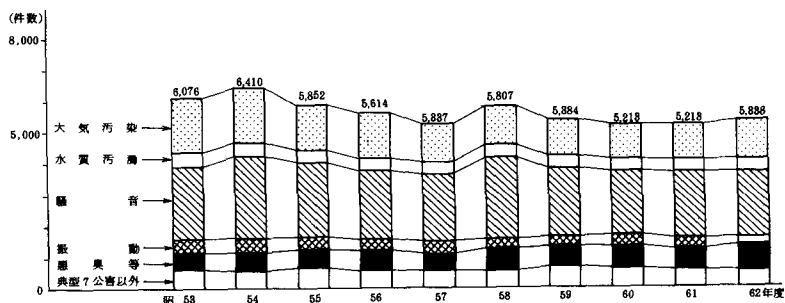


表 2-11-3 公害の種類別苦情件数

公害の種類	年度	昭 6 2		6 1	
	件 数	件 数	構 成 比	件 数	構 成 比
典型 7 公害	大 気 汚 染	1,108	20.7%	1,170	22.4%
	水 質 汚 濁	356	6.7	356	6.8
	土 壌 汚 染	2	0.1	5	0.1
	騒 音	2,235	41.8	2,048	39.3
	振 動	302	5.6	323	6.2
	地 盤 沈 下	3	0.1	6	0.1
	悪 臭	751	14.1	784	14.1
	計	4,757	89.1	4,642	89.0
典型 7 公害 以外のもの	日 照 阻 害	1	0.1	1	0.1
	電 波 障 害	37	0.7	14	0.3
	廃 棄 物	160	3.0	154	2.9
	そ の 他	383	7.1	402	7.7
	計	581	10.9	571	11.0
合 計		5,338	100.0	5,213	100.0

(注) 2以上の公害の種類に該当するものについては、主たる種類に含め、「典型7公害」と「典型7公害以外のもの」とのいずれにも該当するものについては「典型7公害」欄に計上した(以下表2-11-8についても同じ)。

(2) 発生源の業種別苦情件数

典型7公害に関する苦情を発生源の業種別にみると、「生産工場」と「生産工場以外」とでは「生産工場以外のもの」が上回り、「生産工場」のうちでは鉄鋼・非鉄金属・金属製品製造業が577件で最も多く、全体の12.1%を占め、次いで繊維・衣服製造業179件(3.8%)、機械・器具製造業124件(2.6%)、石油・化学製品100件(2.1%)となっている。

また、「生産工場以外のもの」では、土木・建築工事が851件で最も多く、全体の17.9%を占め、次いで商店・飲食店733件(15.4%)、一般家庭178件(3.7%)となっている(表2-11-4)。

表 2 - 1 1 - 4 発生源の業種別苦情件数

公害の 種類 発生源の業種	年度	昭 6 2							6 1			
		大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	合 計		合 計	
									件数	構成比	件数	構成比
生 産 工 場	食 料 品	17	18		31	3		30	99	2.1%	113	2.4%
	織 維 ・ 衣 服	53	18		76	12		20	179	3.8	160	3.4
	木材・家具・木製品	53			32			13	98	2.1	108	2.3
	パルプ・紙製品	6	1		17	3		3	30	0.6	32	0.7
	石油・化学製品	30	10		19	2		39	100	2.1	97	2.1
	ゴム・皮革製品	4			7	3		12	26	0.5	39	0.8
	窯業・土石製品	28	7		10	1	1	3	50	1.1	48	1.0
	鉄鋼・非鉄金属 金属製品	187	27		282	59		72	577	12.1	552	11.9
	機 械 ・ 器 具	28	7		63	8		18	124	2.6	147	3.2
	そ の 他	52	15	1	121	17		51	257	5.4	255	5.4
	計	408	108	1	658	108	1	261	1,540	32.4	1,551	33.4
生 産 工 場 以 外 の も の	修 理 工 場	15	7		18	3		8	51	1.1	50	1.1
	土 木 ・ 建 築 工 事	271	10		426	111		33	851	17.9	735	15.8
	交 通 機 関	5	1		63	43		1	113	2.4	123	2.7
	牧畜・養豚・養鶏場	2	6		1			18	27	0.6	25	0.5
	下 水 ・ 消 掃 事 業	5	9		2			42	58	1.2	26	0.6
	娛 楽 遊 興 施 設 ス ポ ー ツ 施 設	1	2		54			4	61	1.3	39	0.8
	一 般 家 庭	16	36		85	1		40	178	3.7	183	3.9
	鉱 業	2			2				4	0.1	1	0.1
	商 店 飲 食 店	36	26		619			52	733	15.4	737	15.9
	事 務 所	12	3		15			6	36	0.8	34	0.7
	そ の 他	285	50		285	36		163	819	17.2	849	18.3
不 明	50	103	1	7		2	123	286	6.0	289	6.2	
計	700	253	1	1,577	194	2	490	3,217	67.6	3,091	66.6	
合 計	1,108	356	2	2,235	302	3	751	4,757	100.0	4,642	100.0	

(3) 被害の地域別苦情件数

典型7公害に関する苦情の申立てを都市計画法による用途地域別にみると、住居地域における苦情件数が1,512件と最も多く、全体の31.8%を占め、住居専用地域を含めた住居系地域では2,486件と全体の半数以上(52.3%)に達している。このほか、準工業地域、工業地域、工業専用地域の工業系地域が1,288件(27.1%)、近隣商業地域、商業地域の商業系地域が635件(13.3%)となっている(表2-11-5)。

表 2 - 1 1 - 5 被害の地域別苦情件数

被害地域の特性	年度 公害の種類	昭 6 2							6 1			
		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	合 計		合 計	
									件数	構成比	件数	構成比
都市計 画法に よる 都市計 画区域	第1種住居専用地域	31	22		70	5	1	28	157	3.3%	157	3.4%
	第2種住居専用地域	168	68		433	31		117	817	17.2	791	17.0
	住 居 地 域	333	95	2	746	104	1	231	1,512	31.8	1,460	31.5
	小 計	522	185	2	1,249	140	2	376	2,486	52.3	2,408	51.9
	近 隣 商 業 地 域	27	5		125	10		25	192	4.0	202	4.4
	商 業 地 域	61	4		266	41		71	443	9.3	423	9.1
	小 計	88	9		391	51		96	635	13.3	625	13.5
	準 工 業 地 域	310	81		373	88	1	178	1,031	21.7	1,036	22.3
	工 業 地 域	53	13		71	16		41	194	4.1	212	4.6
	工 業 専 用 地 域	27	2		15	1		18	63	1.3	72	1.5
	小 計	390	96		459	105	1	237	1,288	27.1	1,320	28.4
	そ の 他	94	57		132	5		36	324	6.8	271	5.8
	計	1,104	347	2	2,231	301	3	745	4,733	99.5	4,624	99.6
	都市計画区域以外の区域	4	9		4	1		6	24	0.5	18	0.4
合 計	1,108	356	2	2,235	302	3	751	4,757	100.0	4,642	100.0	

(4) 被害の種類別苦情件数

典型7公害に関する苦情を被害の種類別にみると、感覚的・心理的な被害(うるさい・臭い・不快などで心身の健康を害するに至らない程度のもの)が3,466件で最も多く、全体の72.8%を占め、次いで健康に対する被害484件(10.2%)、財産に対する被害358件(7.5%)となっている(表2-11-6)。

表 2-11-6 被害の種類別苦情件数

被害の種類	年度 公害の種類	昭62								61		
		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	合計		合計	
									件数	構成比	件数	構成比
健康		90	5		329	20		40	484	10.2%	527	11.3%
財産		249	4	1	44	53	3	4	358	7.5	323	7.0
動物・植物		12	75	1	2	1		2	93	2.0	84	1.8
感覚的・心理的		740	260		1,548	218		705	3,466	72.8	3,450	74.3
その他		17	12		312	15			356	7.5	258	5.6
合計	件数	1,108	356	2	2,235	302	3	751	4,757	-	4,642	-
	構成比	23.3%	7.5	0.1	46.9	6.3	0.1	15.8	-	100.0	-	100.0

(注) 2以上の被害の種類に該当するときは、より重大と思われる被害の種類に計上した。

2 苦情の処理状況

昭和62年度に府及び市町村が取り扱った公害に関する苦情のうち、解決(直接処理)したものは5,397件で、取扱件数7,001件の77.1%を占めている(表2-11-7)。

これを処理内容別にみると、府・市町村の措置又は説明に納得したのが1,267件と最も多く、全体の23.5%を占め、次いで作業の停・廃止、行為の中止530件(9.8%)、生産工程・作業方法の改善501件(9.3%)、原因物質の除去等457件(8.5%)となっている(表2-11-8)。

また、府警察機関における苦情の処理状況及び公害関係事犯検挙状況はそれぞれ表2-11-9及び表2-11-10のとおりであり、農業関係の苦情の処理状況は表2-11-11のとおりである。

表 2-11-7 苦情処理件数

年度	合計	処 理 件 数						その他 翌年度へ 繰越等
		解決 (直接処理)	他 機 関 へ 移 送					
			計	市町村・ 他府県	警 察	国の機関	他の機関	
昭62	7,001	5,397	150	50	8	5	87	1,454
61	6,952	5,083	169	37	10	5	117	1,700

表 2-11-8 処理内容別苦情処理件数（昭和62年度）

処理内容	典 型 7 公 害								典 型 7 公 害 以 外 の 苦 情	合 計	
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	計		件数	構成比
工場等移転	22	3		36	8		23	92	1	93	1.7%
機械施設の移転	3			44	3		3	53	4	57	1.1
機械施設の改善	51	22		145	10		23	256	4	260	4.8
故障の修理復旧	33	18		40	5		22	118	4	122	2.3
生産工程・作業方法の改善	168	20		173	28		74	463	38	501	9.3
作業時間の変更	5			280	12		6	303	23	326	6.0
作業停・廃止行為の中止	248	13		134	20		50	465	65	530	9.8
原因物質の除去等	47	70		16	1		64	198	259	457	8.5
被害者の建物等への防 止 対 策	1	1		10			2	14	7	21	0.4
府・市町村の措置又は説明に納得	200	92	1	609	116	2	190	1,210	57	1,267	23.5
防除機械・施設の新設	72	10		187	27		31	327	16	343	6.3
そ の 他	254	110	1	618	103		237	1,323	97	1,420	26.3
合 計	1,104	359	2	2,292	333	2	780	4,822	575	5,397	100.0

(注) 前年度からの繰越分を含む。

表 2-11-9 府警察機関における公害関係苦情処理状況（昭和62年）

区分	公害の種類	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	廃棄物	合計
処理	説諭等	0	2	316	0	3	10	331
	行政引継(通報)	0	1	3	0	0	5	9
	措置不能	0	1	3	0	0	6	10
合計		0	4	322	0	3	21	350

表 2-11-10 公害関係事犯検挙状況（昭和62年）

公害の種類	大気汚染	水質汚濁	悪臭	廃棄物	合計
検挙件数	0	0	0	56	56

表 2 - 1 1 - 1 農業関係の苦情処理状況（昭和 6 2 年度）

公害の 種 類	発生原因	受 理 年 月 日	被 害 対 象	被 害 場 所	被害状況 (苦情内容)	措 置
水質汚濁	工場からの排水	62.4.7	農作物	八尾市 竹瀬西	エンドウ 菜葉等の 成育、障 害	現地調査、土壌分析及び水質調査を行なった結果、用水により流入した亜鉛が土壌中に蓄積し、過剰になったことが原因と判明した。 原因工場に対し排水処理施設の維持管理の徹底を指導した。 (63.1.18 完結)
	不 明	62.7.23	農作物	高槻市 柳川町	(農作物 への被害 の恐れ)	現地調査及び土壌分析を行なった結果、重金属等による汚染はなく、その他の物質についても作物の生育に問題があるとは考えられなかった。 苦情者に対し、土壌の調査結果について説明し納得を得た。 (62.10.26 完結)
	除草剤の 散 布	62.7.28	水 稻	泉南市 信達 市 場	水 稻 の 枯 死	現地調査及び水稲の栽培試験を行なったところ、除草剤が降雨により田に流入したことが原因と判明した。 原因者に対し再発防止対策を指導した。 (62.12.23 完結)

第2 公害紛争の処理

1 公害審査会の運営

公害審査会制度は、公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）に基づき、国にあっては公害等調整委員会、都道府県にあっては都道府県公害審査会を設置して、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭に関する紛争をあっせん、調停、仲裁及び裁定（裁定は公害等調整委員会のみ）の手續により、迅速かつ適正な解決を図ろうとするものである。

府は、昭和45年11月、公害紛争処理法の施行と同時に、附属機関に関する条例（昭和27年大阪府条例第39号）に基づき大阪府公害審査会を設置し、現在、15名の委員によりその紛争の解決に当たっている。

2 紛争の処理状況

府公害審査会における昭和62年度末までの公害紛争に係る調停等の受理件数は68件、終結件数は63件である。このうち昭和62年度中における取扱件数は、前年度からの繰越し6件、新規受理3件の合計9件でこれらについて紛争の調停の手續を進めてきた結果、4件が終結した（表2-11-12～13）。

表2-11-12 公害紛争の取扱状況

（昭和63年3月31日現在）

年度	件数	受理件数	終結件数	翌年度への繰越件数
昭45～56		50	39	11
58		5	6	10
59		3	5	8
60		2	4	6
61		5	5	6
62		3	4	5
合計		68	63	

表 2 - 1 1 - 1 3 公害紛争の処理（終結）概要（昭和 6 2 年度）

事 件 の 表 示	受理年月日	手続開 催回数	終結の 種 類
	終結年月日		
昭和 6 1 年（調）4 号事件 〔 隣家の動力マシンから発生する騒音 振動の発生 防止と補償を請求 〕	昭 61.11.28	4	打切り
	62. 6.18		
昭和 6 2 年（調）1 号事件 〔 工場から発生する騒音悪臭対策として、工場の移 転等を請求 〕	昭 62. 1.28	5	成 立
	62. 4.30		
昭和 6 2 年（調）2 号事件 〔 剣道場から発生する騒音 振動対策等を請求 〕	昭 62. 2.27	9	打切り
	62.12. 2		
昭和 6 2 年（調）3 号参加申立事件 〔 同 上 〕	昭 62. 6. 1	6	打切り
	62.12. 2		